

熊本県農業法人協会会員 様

(一社)熊本県農業会議  
会長 森 日出輝  
(公印省略)

## 「シニア世代（50代）の新規就農者に向けた農業研修支援事業」 令和元年度補正第3回募集について（通知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会の事業推進につきましては、日頃より格別の御支援・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国の令和元年度補正予算で措置された「シニア世代（50代）の新規就農者に向けた農業研修支援事業」第3回募集を開始しましたのでお知らせします。なお、今回募集分より、事業に参加出来る研修機関として、下記1に示す変更点（農業を営む事業体の参加が可能）が追加された為、申し添えます。詳細は、別添①チラシを参照下さい。

つきましては、本事業の周知等にご協力頂きますと共に、応募申請を予定される場合は、次頁の2の期日迄に応募申請書等を作成の上、8月21日迄に当会議に提出（必着）頂きます様をお願いします。

※今回のシニア事業の要件改正に伴い、国の農業法人等に対する新規就農希望者育成に対する支援の考え方が、別添②の通りとなっておりますので、併せてご確認頂ければ幸いです。

敬具

記

### 1 募集内容等（詳細は別添チラシの通り）

#### (1) 助成内容

研修機関の研修指導者（農業経験5年以上）を通じて、50代のシニア世代新規就農希望者に対して、農業技術や知識、経営ノウハウ等を指導したことに対する助成となります。

#### (2) 第3回募集での主な要件改正点（事業に参加出来る研修機関）

##### ①改正前（第2回募集以前）

県、市町村、JA関係、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人が運営する新規就農希望者の支援を行う組織。

##### ②改正後（第3回募集以降）

上記①に加え、「県等が認めた農業を営む事業体（個人農業者、農業法人）」を追加。

※当改正に伴い、「研修機関」と「研修を受ける新規就農希望者」との間での雇用契約有無は問わない内容に改正されています。

#### (3) 応募申請

ホームページを通じ次の通り検索頂ければ、応募申請様式等を入手頂けます。

シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援	全国新規就農相談センター	検索
----------------------	--------------	----

## **2 募集期間・研修期間・助成額**

---

### **(1) 募集期間**

2020年7月28日(火)～8月21日(金) (必着)

### **(2) 研修期間**

2020年10月1日～2021年3月31日 (最長6ヶ月)

### **(3) 助成額**

上記研修期間を通じて、研修生1人当たり最大120万円。

※第4回募集は、2020年9月中旬～10月中旬(2021年12月～3月：最長4ヶ月)を予定。なお、当事業は令和元年度補正予算で仕組まれている事業であり、来年度以降の継続見込みは、今の所ありませんので、申し添えます。

## **3 申請先及びお問合せ先**

---

(一社)熊本県農業会議 農政・担い手対策課 (担当：岩崎、和田、出田)

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 本館9階

TEL：096-384-3333、FAX：096-385-1468

以上

## 農業法人等の新規就農希望者育成に係る国の助成について

今回のシニア事業募集分より、事業に参加出来る研修機関に「県等が認める農業を営む事業体」が加わった事で、個人農業者・農業法人における新規就農希望者育成に係る国の助成に対する考えが次の通りとなりましたので、お知らせ申し上げます。

該当する方がいらっしゃれば、是非、応募申請を検討頂きます様、お願いします。

### 1 農業法人等で受け入れた新規就農希望者 50 歳未満の育成

・・・「**農の雇用事業**」を活用

#### (1) 助成内容

個人農業者・農業法人が新規就農希望者を「雇用」し、農業経験 5 年以上の方が農業技術や知識、経営ノウハウ等を指導した事に対して助成。

#### **※対象となる新規就農希望者の主な要件**

- ① 「雇用就農志向者」又は「独立自営就農志向者」、「親元就農志向者」。
- ② 新規就農希望者との間で期間の定めのない雇用契約（正社員契約）を締結し、雇用保険・労災保険の他、農業法人は社会保険に加入。
- ③ 正社員採用時の年齢が 50 歳未満の方。
- ④ 2019 年 11 月 1 日（金）～2020 年 7 月 1 日（水）迄に正社員採用した方。

#### (2) 募集期間・研修期間・助成額

現在募集中！！

- ① 募集期間 2020 年 6 月 28 日（火）～8 月 28 日（金）（必着）
- ② 研修期間 2020 年 11 月 1 日～2022 年 10 月 31 日（3 ヶ月以上、最長 2 年間）
- ③ 助成額 上記研修期間を通じて、研修生 1 人当たり年間最大 120 万円。

#### (3) 研修終了後の研修生の位置づけ

- ① 雇用就農志向者の場合  
中核的な人材、経営に参画出来る人材等として、正社員で継続雇用。
- ② 独立自営就農志向者、親元就農志向者  
独立自営就農、親元就農出来る基盤が整う迄は雇用継続し、その後、退職・自立。  
自立後も雇用主を通じて継続的に農業技術や経営ノウハウ等フォローする。

## **2 農業法人等で受け入れた新規就農希望者 50 歳～59 歳の育成**

・・・「シニア事業」を活用

### **(1) 助成内容**

個人農業者・農業法人（**県等が認める農業を営む事業体である事が条件**）が新規就農希望者を「受け入れ（雇用関係問わない）」し、農業経験 5 年以上の方が農業技術や知識、経営ノウハウ等を指導した事に対して助成。

#### **※対象となる新規就農希望者の主な要件**

- ① 「雇用就農志向者」又は「独立自営就農志向者」、「親元就農志向者」。
- ② 新規就農希望者との間で雇用契約有無は問いません。但し、傷害保険等に加入。  
※研修生（無報酬）、有期雇用、無期雇用でも可。
- ③ 研修開始時点で 50 歳以上 60 歳未満。
- ④ 研修開始時点で有期雇用又は無期雇用で雇用契約を締結している場合、研修開始時点での雇用期間が 12 ヶ月未満の者。

### **(2) 募集期間・研修期間・助成額**

現在募集中！！

- ① 募集期間 2020 年 7 月 28 日(火)～8 月 21 日(金) (必着)
- ② 研修期間 2020 年 10 月 1 日～2021 年 3 月 31 日 (最長 6 ヶ月)
- ③ 助成額 上記研修期間を通じて、研修生 1 人当たり年間最大 120 万円。

### **(3) 研修終了後の研修生の位置づけ**

- ① 研修終了後 1 年以内に①独立自営就農又は②親元就農又は③雇用就農すること。
- ② 独立自営就農志向者の場合  
就農後 5 年以内に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けること。
- ③ 親元就農志向者の場合  
家族経営協定を結び研修生の責任や役割を明確にすること。  
就農後 5 年以内に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けること。  
就農後 5 年以内に経営継承又は法人化し共同経営者になること。
- ④ 雇用就農志向者の場合  
期間の定めのない雇用契約（正社員）を締結すること。  
※研修を受けた同一経営体又は他の経営体で正社員契約。